海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 32　はたぐも」を「PC 32　はたぐも
PC 33　うらゆき
PC 34　ゆうづき
PC 35　いそづき
PC 36　とばぎり
PC 37　しまなみ
PC 38　みねぐも」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

○関東地方整備局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十四日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十四号
三　指定する道路の部分

区間	幅員
市川市稲荷木一丁目三九四番一から同市鬼高四丁目二七九番六まで	○・○○～二五・二六メートル　○・二一○キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年二月二十四日

○関東地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目二七四番一から同市田尻二丁目一三四番一まで	前	一四八・六九～三三九・八〇メートル	○・三三○キロメートル
	後	一四八・六九～三三九・八〇メートル	○・三三○キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目二七四番一地先から同市田尻二丁目一四七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十四日

○近畿地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号京都都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道事業木津川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年十二月九日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字中里五九番一二から同町字中里四二番二まで	前	二二・○○～五九・六九メートル	○・一○八キロメートル
	後	二二・○○～五九・六九メートル	○・一○八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町三六七番一から同町字滝之町三八四番一まで	前	一七・○○～四○・二一メートル	○・四六一キロメートル
	後	一七・○○～二七・九○メートル	○・四六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○沖縄総合事務局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十四日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十二号宮古都市計画道路事業
三・四・三号市場通り線
三　事業施行期間　自平成十九年六月四日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし